災害に便乗した悪質商法に注意！

過去の災害における相談事例

●家屋等の修理に関すること

〇見知らぬ業者が家を訪問し、「後日、行政から補助金が出るため、自己負担なしで修理できる」「保険金が使える」などと勧誘する。

〇「早く工事（修理）を行わないと大変なことになる」と不安をあおる。

●義援金、寄付に関すること

〇行政機関の職員などと言って、義援金（寄付金）を集める。

●その他

〇「無料」「ボランティア」と言って家の片づけなどを行い、後から高額な代金を請求する。

〇「補助金申請の代行をしてあげる」と言って、金銭を要求する。

消費者被害防止のポイント

●勧誘されてもその場では契約せず、複数の事業者から見積もりを取ったり、周囲に相談したりした上で慎重に契約しましょう。

●「訪問者が帰ってくれない」「事業者の対応に不安を感じる」ときなどは、すぐに警察に連絡しましょう。

●様々な情報が出回りますが、直接公的機関に真偽を確認しましょう。

「困ったな」「不安だな」と思った時は、早めにご相談ください。

■**水俣市消費生活センター　☎0966-61-1333**

受付時間：平日　午前９時から正午、午後１時から午後４時まで

■**津奈木町ほけん福祉課　☎0966-78-3115**

受付時間：平日　午前８時３０分から正午、午後１時から午後５時１５分まで

■**消費者ホットライン　☎１８８（局番なしの３桁番号）**

受付時間：平日　午前９時から午後５時まで

土曜・日曜・祝日　午前 10 時から午後４時まで